

規制改革推進会議 人材WG 御説明資料

「インターンシップ活用の推進」に関する検討状況について

平成29年1月24日

文部科学省 高等教育局 専門教育課

インターンシップの意義

インターンシップ

学生が在学中に **自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験** を行うこと

【大学等及び学生にとっての意義】

- U **キャリア教育・専門教育としての意義**
 - ・大学におけるキャリア教育・専門教育を一層推進
- U **教育内容・方法の改善・充実**
 - ・アカデミックな教育研究と社会での実地の体験を結び付けることが可能
 - ・学生の新たな学習意欲を喚起
- U **高い職業意識の育成**
 - ・主体的な職業選択
 - ・就職後の職場への適応力や定着率の向上
- U **自主性・独創性のある人材の育成**
 - ・「社会人基礎力」や「基礎的・汎用的能力」等の向上
 - ・独創性と未知の分野に挑戦する意欲を持った人材の育成

【企業等における意義】

- U **企業等に対する理解の促進、魅力発信**
 - ・相互の情報の発信・受信の促進につながり、企業等の実態について学生の理解を促す
 - ・学生が各企業等の業態、業種又は業務内容についての理解を深めることによる就業希望の促進
 - ・若手人材の育成
 - ・企業等以外の人材による新たな視点等の活用
- U **大学等の教育への産業界等のニーズの反映**
 - ・新たな産業分野の動向を踏まえた産業界等のニーズを大学等へ伝えることが可能
- U **実践的な人材の育成**
 - ・実社会への適応能力のより高い実践的な人材の育成



「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」より
(平成26年4月8日一部改正 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

大学等及び学生、受入企業それぞれにとって互恵的で有意義なもの

インターンシップで取得した学生情報の取扱いについて（現行）

現行

インターンシップで取得した学生情報は、**インターンシップの実施時期を問わず、広報活動・採用選考活動に使用できない**

（ただし、**広報活動・採用選考活動開始日以降に行われるインターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合は使用できる**）

2月以前

3月以降【広報活動】

6月以降【採用選考活動】



2月以前の広報活動・採用選考活動への学生情報使用 = 不可



3月以降の広報活動への学生情報使用 = 不可



6月以降の採用選考活動への学生情報使用 = 不可



3月以降の広報活動への学生情報使用 = 不可



6月以降の採用選考活動への学生情報使用 = 不可



あらかじめ広報活動の趣旨を含むことが示された場合のみ広報活動に使用**可**



6月以降の採用選考活動への学生情報使用 = 不可



あらかじめ広報活動の趣旨を含むことが示された場合は広報活動に使用**可**だが、6月以降の採用選考活動には使用**不可**



あらかじめ採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合のみ採用選考活動に使用**可**

...インターンシップの実施期間をあらわす

× ...インターンシップで取得した学生情報を使用することはできない

...インターンシップで取得した学生情報を使用できる場合とできない場合あり

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）抜粋

分野別措置事項

2 雇用分野

(2) 個別措置事項

就職・転職が安心してできる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
4	インターンシップ活用の推進	<p>適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 c 中小企業が多様なインターンシッププログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方 	平成28年度中、可能な限り速やかに調査・検討開始。結論を得次第速やかに措置	文部科学省 厚生労働省 経済産業省

インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議

(平成28年6月16日設置)

【目的】

大学等におけるインターンシップについては、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の三省により、インターンシップに関する共通した基本的認識及び今後の推進方策の在り方等を定めた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成9年9月18日策定、平成26年4月8日一部改正）に基づき推進を図っているところ。インターンシップの現状や課題、大学等における実施状況等を踏まえ、適正なインターンシップの普及に向けた方策やさらなる推進に向けた具体的な方策等を検討。

【調査研究事項】

(1) インターンシップの類型化・推進方策について

教育的効果（学生の能力向上、新たな学習意欲の喚起、高い職業意識の育成等）、単位認定の有無・大学等の関与、実習内容・参加学年・実習期間等の区分によりインターンシップの類型分けを行い、各類型ごとの推進方策等について検討・意見交換を行う（好事例に取り組んでいる大学等によるヒアリング等も行い参考にする）。

(2) 適正なインターンシップの普及に向けた方策について

就職・採用活動との関係も含め、以下の事項について調査・検討を行う。

インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ

企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方

中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方

その他（地方創生の観点等）

【委員】（敬称略・五十音順、：座長）

五十嵐 敦 福島大学 総合教育研究センター キャリア研究部門 教授

岡崎 仁美 公益社団法人 全国求人情報協会 新卒等若年雇用部会 事務局長
(株)リクルートキャリア 就職みらい研究所 所長

荻上 紘一 東京都立大学名誉教授、大学評価・学位授与機構名誉教授
前大妻女子大学学長

加藤 敏明 元立命館大学教授

小林 信 全国中小企業団体中央会 事務局次長

小林 治彦 日本商工会議所 産業政策第二部長

高橋 弘行 一般社団法人 日本経済団体連合会 労働政策本部長

崔 耿美 九州インターンシップ推進協議会 事務局次長

深澤 晶久 実践女子大学 大学教育研究センター 特任教授

藤巻 正志 公益社団法人 経済同友会 執行役

堀 有喜衣 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 主任研究員

松高 政 京都産業大学 経営学部 准教授

門間由記子 いしかわ就職・定住サポートセンター（ジョブカフェ石川）

インターンシップコーディネーター

本協力者会議の庶務は、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室及び経済産業省経済産業政策局産業人材政策室と連携し、文部科学省高等教育局専門教育課において処理。

【開催状況】

第1回 平成28年 7月12日（火） フリーディスカッション

第2回 平成28年10月18日（火） インターンシップの取組に関する事例発表（大学、地域、経済団体、企業の事例）について 等

(参考) 平成26年度大学等におけるインターンシップ実施状況【抜粋】

(1) 学校数・割合 [大学(学部・大学院の合計)]

インターンシップを単位認定している大学(学部・大学院)は710校(91.5%)。

うち特定の資格取得に関係しないインターンシップを実施している大学は566校(72.9%)

インターンシップを単位認定していないが学生の参加状況を把握・関与している大学(学部・大学院)は356校(45.9%)

・ のいずれか又は両方を行っている大学(学部・大学院)の合計は740校(95.4%)

区分	単位認定の有無にかかわらずインターンシップに関与している学校数(割合) ^(注1)				
	740校(95.4%)	うち単位認定を行うインターンシップの実施校数(実施率) ^(注2)			うち単位認定は行っていないがインターンシップの参加状況を把握している学校数(割合)
		710校(91.5%)	うち特定の資格取得に関係しないもの 566校(72.9%)	うち特定の資格取得に関係するもの ^(注3) 564校(72.7%)	
大学 (学部・大学院の合計)					

(注1) インターンシップを単位認定している大学等と単位認定はしていないが学生の参加状況を把握・関与している大学等(いずれか又は両方を行っている大学等)の合計。

(注2) 特定の資格取得に係るものとしいないものいずれか又は両方を実施している大学等があるため合計数は一致しない。

(注3) 「特定の資格取得に係るもの」とは、特定の資格取得のために現場で実施する実習(例、教育実習、看護実習、臨床実習等)を指す。

(2) 参加学生数・参加率 [大学(学部・大学院の合計)]

単位認定されるインターンシップに参加した学生(学部・大学院)は538,034人(19.2%)。

うち特定の資格取得に関係しないインターンシップに参加した学生は72,053人(2.6%)

単位認定されないインターンシップに参加した学生(学部・大学院)は42,331人(1.5%)

・ のいずれか又は両方に参加した学生(学部・大学院)の合計は580,365人(20.7%)

区分	単位認定の有無にかかわらずインターンシップに参加した学生数(参加率) ^{(注1)(注2)}				
	580,365人(20.7%)	うち単位認定されるインターンシップへの参加学生数(参加率)			うち単位認定されないインターンシップに参加していることを大学が把握した学生数(割合)
		538,034人(19.2%)	うち特定の資格取得に関係しないもの 72,053人(2.6%)	うち特定の資格取得に関係するもの 465,981人(16.6%)	
大学 (学部・大学院の合計)					

(注1) 単位認定されるインターンシップと単位認定されないインターンシップ(大学等が学生の参加状況を把握・関与している分のみ)に参加した学生数(いずれか又は両方に参加した学生数)の合計(単位認定されないインターンシップに参加した学生数は、大学等が把握・関与している分のみ)

(注2) 「学生数」は延べ人数。「参加率」は平成26年度学校基本調査における各学校種の学生数を基に算出。